

第 5 8 号議案

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

桶川市手数料条例（平成 1 2 年桶川市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
項	手数料を徴収する事務	金額	項	手数料を徴収する事務	金額
略			略		
51	長期優良住宅ア 建築等計画の認定の申請に対する審査	<p><u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「適合証」という。)について、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)から</u>交付を受けたもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 <u>1戸につき 6,000円</u></p> <p>b 増築又は改築の場合 <u>1戸につき 10,000円</u></p> <p>(イ) <u>一戸建ての住宅以外の住宅</u></p> <p>a 新築の場合 <u>1棟につき 13,000円</u></p> <p>b 増築又は改築の場合 <u>1棟につき 21,000円</u></p>	51	長期優良住宅ア 建築等計画の認定の申請に対する審査	<p><u>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。イ並びに第52項ア及びイにおいて同じ。)</u>の交付を受けたもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合 <u>8,000円</u></p> <p>b 増築又は改築の場合 <u>13,000円</u></p> <p>(イ) <u>共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。イ並びに第52項ア及びイにおいて同じ。)</u>で床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が500平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合 <u>17,000円</u></p> <p>b 増築又は改築の場合 <u>25,000円</u></p>

		<p>イ <u>適合証について、登録住宅性能評価機関から</u> 交付を受けていないもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>    a 新築の場合         <u>1戸につき 57,000円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合         <u>1戸につき 85,000円</u></p> <p>(イ) <u>一戸建ての住宅以外の住宅</u></p> <p>    a 新築の場合         <u>1棟につき 127,000円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合         <u>1棟につき 194,000円</u></p> <p>ウ 略</p>			<p>イ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の</u> 交付を受けていないもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>    a 新築の場合         <u>57,000円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合         <u>85,000円</u></p> <p>(イ) <u>共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以内のもの</u></p> <p>    a 新築の場合         <u>127,000円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合         <u>194,000円</u></p> <p>ウ 略</p>
52	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>ア <u>適合証について、あらかじめ登録住宅性能評価機関から</u> 交付を受けたもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>    a 新築の場合         <u>1戸につき 3,000円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合         <u>1戸につき 5,000円</u></p> <p>(イ) <u>一戸建ての住宅以外の住宅</u></p> <p>    a 新築の場合         <u>1棟につき 6,500円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合         <u>1棟につき 10,500円</u></p> <p>イ <u>適合証について、登録住宅性能評価機関から</u> 交付を受けていないもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>    a 新築の場合         <u>1戸につき 28,500円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合</p>	52	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>ア <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の</u> 交付を受けたもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>    a 新築の場合         <u>4,000円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合         <u>6,500円</u></p> <p>(イ) <u>共同住宅等で床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。イにおいて同じ。)が500平方メートル以内のもの</u></p> <p>    a 新築の場合         <u>8,500円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合         <u>12,500円</u></p> <p>イ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書の</u> 交付を受けていないもので、ウ以外のもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>    a 新築の場合         <u>28,500円</u></p> <p>    b 増築又は改築の場合</p>

	<b>1戸につき 42,500円</b>		<b>42,500円</b>
	(イ) <b>一戸建ての住宅以外の住宅</b>		(イ) <b>共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以内のもの</b>
	a 新築の場合 <b>1棟につき 63,500円</b>		a 新築の場合 <b>63,500円</b>
	b 増築又は改築の場合 <b>1棟につき 97,000円</b>		b 増築又は改築の場合 <b>97,000円</b>
	ウ 略		ウ 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桶川市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の別表第5 1項及び第5 2項の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。

令和3年12月9日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。